中国資料からみた東南アジアの歴史

---元明時代の東南アジアの華僑について---

藤原利一郎

東南アジア史、とくに明代以前の東南アジア史の研究に中国資料が重要なことはいまさら言うまでもない。併し中国資料は多くの中国文献の中に散在していて、それらをあまねく渉猟することは決して容易でない。ただ正史の例えば南蛮伝とか、外国伝中の南方諸国の部分であるとか、ある種の地理書や旅行記の類に東南アジアについての比較的まとまった記述があり、これらを精読することによって東南アジア史についてのかなり専門的な知識をうることができ、またそれをそのまま研究の資料として利用することも可能である。東南アジア史の資料をふくむ中国文献の主要なものについては、石田幹之助「南海に関する支那史料」(生活社、1945年)に詳細な解説があるのでここでは省略する。

さて本稿では紙数の関係上、明代以前の東南アジア各国中、半島部における中国資料を通じて知られる、華僑発展について述べるとととする。但し、同じく中国資料を用いて初期東南アジア華僑の発展を述べたものはすでに成田節男「華僑史」(1941、螢雪書店)、和田久徳「東南アジアにおける初期華僑社会」(東洋学報第42巻1号、1959)同「東南アジアにおける華僑社会の成立」(世界の歴史13、1961)をはじめ、李長傅「中国殖民史」(商務印書館、1937年)温雄飛「南洋華僑通史」(東方印書館、1929年)など中国人の著書もいくつかあり、重要な事項については大抵触れてあり、また資料も乏しいため目星しきものは殆んどとりあげられている。とくに宋代華僑については上記和田氏の研究中において従来とりあげられていなかった資料も殆んどこれを採録されたかの感がある。従ってここではそれらについては省略し、元明とくに明代の華僑関係資料中で従来とりあげられなかったもの、或いは従来注意されなかった事項を主とし、各国別にそのころの華僑発展状況を述べることとする。

まず中国と最も近接しているヴェトナムの地域から述べることとしよう。ところがいまのヴェトナム地域は元明時代にはヴェトナム(安南・大越)チャンパー(占城・Champā)・カンボディア真臘・柬埔寨・Cambodia)の三国に分有されていた。中国国境から ユエあたり までがヴェトナム,その南の Quang-nam から Varella 東に至る海岸地帯が チャンパー, いまのコーチシナ,すなわち南ヴェトナムの南部,メコン河の下流域の平野地帯はカンボディアの版図

であった。尤もこの間にあっても、ヴェトナムはチャンパーを圧迫して領土を割譲させてしだいに領土を南に広げ、とくに黎朝聖宗は1471年、チャンパーの首都を陥れて国土の大部分を併合して了った。併しチャンパーの王族は南部を占有してなお暫らく国を保った。従って一応は上記三地域に分けて述べるのが適当であろう。

中国国境からユエあたりまでは漢の武帝の南越征服(111 B. C.)後, ヴェトナムが独立する まで 1,000年以上中国の治下にあった。この間に中国人の來住とともにヴェトナム人との通婚 が行われ,ヴェトナム人中にかなり中国人の血を交えたことと思われる。また中国人の子孫の 中にはヴェトナムの独立後において社会の上層部を占める者が多かったのでないかということ も推定される。これはヴェトナムの初期王朝たる李(1009―1225)陳(1225―1400)胡(1400― 1407) 朝の創立者がいずれもヴェトナム来住の中国人の子孫であるという伝承のあることから もうなずかれるであろう。なお中国人はヴェトナム独立後も陸路あるいは海路より入国する者 が多く,その宋代および元初に関しては前述和田氏が指摘している通りである。宋朝遺臣の亡 命のほか,元の3度にわたるヴェトナム侵入がヴェトナム華僑史上注意すべき事件であること はいうまでもない。宋朝遺臣の亡命の資料については、元史(巻209)安南伝に至元22年(1285) の元のヴェトナム征服をのべ乂安 (Vinh), 演州 (Dien-chau), 清化 (Thanh-hoa) 長安 (Ninhbinh)の地方で亡宋の陳尚書の壻など400余人を捕虜とし,また安南王を追撃する途中で,亡宋 の官曽参政・蘇少保・子の蘇寶章・陳尚書・子の陳丁孫らが元軍に投降したとあるのをあげれ ば充分であろう。元のヴェトナム征伐はもともとこの国に道を借りんとしてことわられたのが 因であり, 第1回 (1257) は雲南省から侵入し南宋征伐に向うためであり, 後2回 (1284~5, 1287~8) は陸路チャンパーに 向わんとする時に侵入してきたのであった。 併しいずれも首都 - ハノイの攻略には成功しながら国をほろぼすことはできなかった。とくに後2回は南宋征服後 のことで,かなり長期にわたって攻撃したが,結局失敗した。この戦争において元軍中より逃亡, 捕虜などでヴェトナムに残留するものがかなり出たことと推測されるが、これについてはヴェ トナム側にも資料がない。ところがこれより1世紀余にして今度は漢民族王朝ながら明の永楽 帝(1402―24)によってさらに大規模で徹底したヴェトナムへの攻撃が加えられたのである。

この征略そのものについては山本達郎博士がその著「安南史研究」(山川書店,1950)において極めて詳密に研究しておるが、この征略も一時は成功しヴェトナムを明の版図としたものの、間もなく土人の叛乱が起り、それが拡大してついに明はヴェトナムを放棄せねばならなくなった。明のヴェトナム統治は永楽5年(1407)から宣徳2年(1427)までの20年間で、この間には中国本土より多数の官吏軍人が派遣されヴェトナムに駐在した。これに伴ってその家族や一般民庶のヴェトナム來住も多かったに違いない。ところがヴェトナム放棄後これらの在留中国人はどうなったか。明実録、宣徳2年12月庚午(17日)の条には、交阯総兵官の王通は師をひきいて陸路より広西へ、また太監の山壽・陳智らは海路欽州へ引き上げたことを述べて後、

「交阯三司の文武官員・旗軍・吏典・承差人等及び家属の還る者八萬六千六百四十人。然れど も亦黎利の閉留して遣わざる者あり。」と記している。この「閉留して遣わざる者」というの はヴェトナムに抑留された者である。ヴェトナム放棄は表面上では叛乱軍の頭目黎利の罪を許 し,その擁立した陳暠という人物が明の求める陳朝の後継者に該当するものと認め,それをヴェ トナムの支配者とすることで黎利との協定が成立した結果実行に移されたわけである。併し実 際には明軍はこのとき長期の戦争に堪えられず何かの名目を求めて速やかに撤退を希望してい たのであった。そこでこの協定が成立するや王通らは朝命も俟たず急ぎ逃げ帰った実状である。 そこで8万余人が引きあげたというが,かかる状況の下ではほかに帰国し得なかった者は相当 にあった筈である。とくに戦争によりヴェトナム側に投降捕虜となり、或いは逃亡して民間に 隠れた連中は恐らく帰国しえなかったのではないか。実録に抑留者の存在を言うのは当然であ ろう。そこでこの後においてやがて新王朝を創立することとなった黎利に対し明朝は再三使節 を遣わしてそれら抑留者の送還を要求したのである。これについては前述山本氏の論著にも述 べておらず、他書にも述べたものがないので、ここに明実録の資料を引いてその始末の概要を 記しておく。すなわち明実録に見えるところでは,これに関する最初の交渉は羅汝敬,徐永達 によって行われた。実録の宣徳3年5月己巳(18日)の条に、かれらの派遣と黎利及びヴェトナ ムの耆老軍民に対する勅諭を載せ、中に「其交阯の留むる所の朝廷の官吏、軍校人等、及び其 の家口は速やかに皆帰らしめ、以て父母妻子の望を慰めよ。云云」とある。これに対する黎利 の答書は実録翌4年2月丁亥(11日)条に見え、「留むる所の官吏・軍人及び其の家属軍器は、 さきに総兵官成山侯王通の師を班す時、悉く已に送還せり。臣利、又嘗て榜を出し、官軍一人 以上を隠蔵する有る者は必ず殺すと禁約す。其の首出する者あれば亦た陸続回らしむる有り。 云云」と記されてあり、效がなかった。そこで、明朝ではさらに同3月甲戌(28日)、徐永達・ 奇玹に命を発して再びヴェトナムに使して同様 要求せしめたが(実録), これに 対する黎利の 答書は翌5年3月に到着した。その要旨は全部送還ずみの筈であるが、なお要請により念のた め捜索し、稀に病に臥して残留した者があれば治療の上全部送還したから今は残存者は一人も いないというのであった(実録,宣徳5年3月辛亥条)。併し明朝はこれを信ぜず尚も要求する ことにし、翌月帰国の黎利の使者に勅諭を託してその情に訴え反省を促しているのである(実 録同5年4月乙酉条)。これに対する黎利の答書は遂に来らず, 交渉はこのまま打ち切られた が,この交渉記録を通じて知られることは 明側での 調査では多数の 帰国 洩れがあることであ り、それらがヴェトナムで必ず死亡したのでない限り、残留せる者があったことは疑いない。黎 利が残留者なしということの裏には在留中国人がそのままヴェトナムに帰化して帰国を希望し なかったことがあったであろう。或いはまた黎利が残留者の送還によってヴェトナムの内情漏 洩を恐れたのかも知れぬ。とにかく明のヴェトナム征略がヴェトナムに多数の華僑を生ぜしめ たことは疑いないのであって、ヴェトナム側に直接それを記した資料がないにしても認めねば

ならぬのである。

黎利によって創立されたヴェトナムの黎王朝は一般に中国及び中国人に対してひどく警戒的であった。これは直接には前代におけるそのヴェトナム侵略が原因であろう。ともかく,諸種の法律を設けて国民の中国人との接触を禁じ,中国人の入国も容易でなかった観がある。そのためかヴェトナム資料においても,また明側資料においても黎朝前期においては殆んど華僑の資料が見出せない。ところが黎朝後半期,ヴェトナム分裂時代に入ると中国人の入国が多くなり,殊に明末清初の混乱期には急増したようである。併しこの時代におけるヴェトナム華僑に関してはすでに述べたことがあるので省略する。(拙稿「広南王阮氏と華僑」(東洋史研究10巻5号)

チャンパ(占城)は Cham 族の国で、中国ではふるくは林邑と称した。 後漢末中国から独 立したものである。中国との交渉は密接で、ヴェトナムが中国治下にあった間はチャンパーが しばしばこれを侵し、中国側もまた時々チャンパー征伐を行った。しかしヴェトナム独立後は ヴェトナムのこの国との戦争がしばしば起ったのに対し中国との関係は概して良好となった。 とくにチャンパーの地は中国•インド間の海上交通路に当るため, 宋元時代サラセン人はじめ諸 国商人の出入が多く,中国人の中にも宋代ごろにはここに在留する者が多く,華僑社会が成立し ていたようで、これに関しては前掲和田氏の論考中に詳しい。 陳宜中らいわゆる宋朝遺臣がチ ャンパーにおいて宋朝復興を計画したのは以上のような背景があったからに外ならない。宋史 (巻418) の陳宜中伝に「井澳の敗 (1277) により、 宜中は主(益王) を奉じて占 城に走らん と欲し、乃ち先ず占城に如き意を諭す。事の為すべからざるを度り遂に反らず。二王累ねて之 れを召さしめども終に至らず。至元十九年(1282),大軍占城を伐つや 宜中暹に走る。 後ち暹 に歿す。」と見える如く,かれはチャンパーを味方とし、これを宋朝復興の基地としようとした ものであるが、同国在留の華僑らがこれに加わることをも期待していたに違いない。結局計画 は不成功に終り、かれはそのまま同国に滞在のところ、元の遠征軍の来侵の報をえたのでさら に他国に逃亡の余儀なきに至った。「宋史」はかれの亡命先を暹としているが、もし暹とすれ ば、これはシャムの Sukhothai 国をさす。併し鄭所南などは「心史」の中に「闍 婆等の 国に 奔る」と述べており、或いはジャワということも考えられないわけではない。思うにチャンパ よりの行先としてはメーナム河を溯る奥地の暹国より、海路ジャワに向う方が容易であろう。 恰も当時のジャワは Krtanagara 王治下で、南海貿易を支配する東南アジア第一の大国であっ た。のち元の世祖がジャワ遠征を起したのもこの国を降して南海貿易の利権を奪うためであっ た。しかも元のジャワ遠征軍も1293年―旦チャンパーに船隊を集結し,これよりジャワに向っ たのである。従って「宋史」の説よりも「心史」のそれがより妥当かとも思われる。なお元の チャンパ征伐に際し、曽延ら在留華僑が元軍に軍情を洩す恐れありとしてチャンパ王の嫌疑を 被った事件については元史(巻210)占城伝に見えるが, すでに成田・和田両氏ともに 述べて

おることであり省略する。

明初ヴェトナムとチャンパは激しく戦争し、チャンパは明朝に調停を求めた。併し結局これ は成功をみなかった。このことは実録・明史等に詳しい。チャンパはヴェトナムと異なり、概 して明朝に恭順であった。但し明のヴェトナム支配時代はやや例外で、この間においてはかれ は出兵の命に従わず、また叛軍を援助し、あるいは辺境を侵すなどのことがあった(実録・永楽 13年11月辛酉条など)。これはチャンパーが元の世祖の例に鑑みて明軍来侵の疑いを抱き,その ヴェトナム支配を快く思わなかったことによるのかも知れない。併しその後は旧に復し、黎朝 聖宗のチャンパー征伐後においても,国土の回復について頻りに明朝に懇願し,明朝も頗るこれ に好意的であったとこは実録、明史などの記録によってうかがわれる。かような明、チャンパ 両国間の親密友好関係にも拘らず、案外にこの時代におけるチャンパ華僑の資料は見当らない。 例えば鄭和遠征に従軍の馬歓の旅行記「瀟涯勝覧」などにも爪哇・旧港などの華僑については詳 細な記述があるが、前代文献においてその多かったというチャンパーのそれに関しては却って 何も述べておらないのである。思うにこれは一つは明朝の海禁政策により、表面本土との往来 を禁ぜられた中国の海商等がチャンパーよりも更に自由な活動が可能であり、商業的利益も大 きいジャワ・スマトラやマラッカ等にその居住活動の舞台を見出さんとしたためでないかと思 われる。なお自由貿易を求めるサラセン人の中国来商が明に至って杜絶したことが,途中寄港 地たるチャンパーの貿易を衰微させ、引いて中国人のこの国に対する魅力を減じたこともあっ たかも知れない。

カンボディア(真臘)は今日メコン河の下流域に踢踏する一小国に化しているが、かつてはインドシナ半島最大の強国であり、最盛時にはいまのカンボディアを中心にマレー北半までを含むタイ・ラオス及び南ヴェトナムにわたる広大な 彊域を有していた。 アンコール王朝 Jayavarman WI時代がそれで、その後は領内タイ族の独立により急速に衰えるが、しかもなおコーチシナは明末に至るまで完全にこの国の領域であった。それがヴェトナムの治下に入るのは18世紀においてあでる。従って元明のコーチシナの華僑に関してはカンボディアと一括して述べるのを適当とする。

宋朝に対するカンボディアの朝貢例がきわめて少なかったことは、「宋史」(巻489) 真臘伝を一見してもわかる。元朝に対しても同様である。「元史」が「真臘伝」を設けなかったことを見ても当時中国とこの国とは公的には関係が薄かったことが明かである。併しこの時代両国民間人の私的交渉は相当にあり、かなり多数の中国人がこの国に在住活躍していたのである。元代カンボディア華僑の最上の資料は周達観の「真臘風土記」である。この書は元貞二年(1296)からその翌年にかけ元使に随行してこの国を訪れた周達観の見聞記で、P. Pelliot 氏が訳注を出してより頗る有名になった。この書は当時のカンボディアの国情をあらゆる面において明かにするもので、何れの部門に関しても貴重な資料であるが、華僑についても最も豊富な記載が

ある。併してれてついては成田氏らがすでに貿易・死亡・流寓・取膽の4項に見える記事を紹介しているので、それらを改めて引用することは省略する。ただ注意しておくべきは、これらの各条の記載によって、華僑が土人の妻をもつことを慣習としていたこと、華僑が頗る土人の尊敬を得ていたこと、かなり古くから華僑の在留があり、その子孫が土人と別種の風習を有していたこと、華僑の生活が極めて安楽でそれが中国人の渡来を促していた等である。

以上のほかになお挙げられる同書の華僑資料としては、例えば「欲得唐貨」の項に、「其地 想うに、 金銀を出さず。 唐人の金銀を以て第一となす。 五色軽糠帛之に次ぐ。 其の次は真州 の錫鑞、温州の漆盤、泉州の青蘩器及び水銀・銀硃・紙剳・硫黄・焰硝・檀香・白芷・麝香・ 麻布・黄草布・雨傘・鉄鍋・銅盤・水珠・桐油・箆箕・木梳・針。其の麤重なるは則ち明州の蓆。 甚だ得んと欲する者は菽麦なり。」とあり、これによって中国のいかなる 商品がこの国に輸 出 され、需要されていたかが分明するとともに、もっぱら華僑がこれらの商品を扱い、土人の日 常生活に深く喰い入っていたことが察せられる。また同書「服飾」の項に、「惟だ官人のみ両 頭の花布を打すべし。百姓の間は惟だ婦人のみ之れを打すべし。新唐人は両頭の花布を打すと 雖も、人亦た敢えて之れを罪せず」とあるのは新来の華僑は国法の上でも特に寛大な取扱いを 受けていたことを示すものである。なおやや時代を降るが、元末汪大淵の「島夷志略」の「真 臘」の項に,「国人唐人を殺せば則ち死。唐人番人を殺せば,死に至るも,亦た罰金を重くす。 如し金無ければ、身を売りて贖を取らしむ」とあるのは殺人罪に関しても華僑に特例を設けて 罰金刑を許したのであって、華僑に対する非常な優遇と言わねばならない。かかる華僑に対す る特典賦与が何によって生じたか。これについては華僑の土人に対する文化的経済的優越より 来る土人の華僑に対する尊敬心と、さらには華僑が土人の日常生活を左右する地位にあったと いう点を考慮すべきものと思う。

さてカンボディアは前述の如く暹の勃興により衰え、すでに周達観がカンボディアを訪れたころには、メナム河流域は大部分タイ族国家暹(Sukhothai)の領土化して居った。 その後14世紀半ばにはメナム河下流域 Supān 地方に拠っていた別のタイ族国家羅斛(Lavo)が優勢となり、遂に暹を降して Ayuthaya 王国を建てるのである。 この Ayuthaya 王国は中国では初め暹羅斛と称し、のちもっぱら暹羅と称した。ともかくこの Ayuthaya 王国によってカンボディアは大打撃を被り、1431年には首都アンコール・トムを棄て、都を東南プノンペンへ移し、メコン河下流域を保つ小国と化するのである。実録にも明初には真臘の朝貢が多く記されるが、景泰3年(1452)9月条を最後にその記載がない。これはタイ国の圧迫によって朝貢が不可能となったものであろう。それとともにこの国の華僑については明代中国文献には殆んど見るべき記述がない。否、この国の国情に関する新しい知見もないのである。例えば鄭和遠征に従軍の費信の「星槎勝覧」には「真臘」の項目があるが、これはかれの実地の見聞によるのでなく前代の書の踏襲にすぎない。「大明一統志」の「真臘」の記事も「島夷志略」などを引用しただけ

である。明代の中国人のカンボディアに関する知識は元代のそれを超えなかった。否,周達観のカンボディアに関する知識は文献資料の上から見る限り,古今中国人中,最高に位するものと言ってよかろう。ただ明末,張燮の著わした「東西洋考」の中には若干新知識も紹介されている。それらは恐らくこのころカンボディアに出入した中国商人により得られたものであろう。同書(巻3)柬埔寨「市易」の項には,この国の貿易慣習を述べたあと,「市道甚だ平かなり。司 誠の禁を犯さず。間鯁者有れば,則ち熟地の華人自ら戎首と為れり。」とあり,在住 華商が実権を握っていたことが知られる。このようにこの国において華僑の居住活動があったことは,資料に見えるところが少いにせよ,前代と少しも変りはなかったと思われる。

さて次にタイ国の華僑について述べよう。タイ族はかなり早くよりインドシナ半島に南下し つつあったが、いまのタイ国において独立国をたてたのは1240年ごろ建国といわれる Sukhothai 王国に始まる。これを中国で暹国といい、中国とこの国との交渉については杉本直治郎博 士がすでに論考を発表しておられる。(「暹国と中国との交渉」南方史研究 [号) これによって 氏は Sukhothai の Ramkhamheng 王が元に来朝し,中国の陶工多数を伴い帰って Sawankhalok 焼を始めたという W.R.A. Wood 氏も引く俗説が取るに足らないことを明かにした。併しこの ころ中国人の居住がなかったとはいえず、その中に陶工がいて、この国における陶器製造の技 術指導を行ったことはあったかも知れぬ。それはともあれ,タイ国における華僑の発展は明代 以降において著しい。明代のタイ国は 前述の如く Ayuthaya 王朝治下にあった。 馬歓の見聞 記「褊涯勝覧」の暹羅国の項に、「若し妻の我が中国人と通好する者あらば、則ち酒飯を置き て同飲坐寝するも、其の夫は恬として怪となさず。乃ち曰く、我が妻美にして中国人喜み愛せ るならん。云云」とあるのは頗る 興味があるが、これは W. Skinner も近著において紹介し ている。(Skinner: Chinese Society in Thailand. 1957) 当時のタイ国華僑と土人との関係を示 す一資料であろう。明史(巻324)暹羅伝には、永楽のころ暹羅に逃入した中国の 奸民何八観 を同国の使節に命じて送還せしめたことが記されているが、このころタイ国に渡って中国人で 姓名の知られる者は外にもある。明実録に見える洪武年間の暹羅使節陳子仁,同永楽年間にお ける曽壽賢・李世賢は中国人たること疑いない。当時暹羅においては中国人を用いて明に対す る貢使に任じていたのである。明代のタイ華僑についての中国資料では黄衷の「海語」をあげ ねばならず、例えばその中における「華人の流寓者、始めは本姓に従うも、一再伝すれば亦た 失う」などの記載は注意すべきであろう。併し大体前述 Skinner 氏 や和田氏が引用している ことであり省略する。それより諸氏のあげていない明末「東西洋考」の「暹羅」の「交易」の 項に見える記事をあげておこう。「賈舶入港すれば、約三日程にして第三関に至る。舟至れば 則ち偵者王に飛報す。又三日にして第二関に至る。又三日にして仏郎・日本関に至る。至る所 の関は輒ち其の近地との交易を聴す。必ずしも王に詣るを先とせず。既として王城に至れば、 幣帛橙橘の類を以て王に貢す。然れども王は深居して見るを得ず。其の俗は海肌を以て銭に代 う。是年駅を用いざれば則ち国必ず大いに疫す。 故に相沿いて改めず。貿易輸税は各故事有り。国人の華人を礼すること甚だ摯り,他夷に倍す。真に義を慕うの国なり。」 この賈舶の 中では中国船が多かったであろう。ただし明末にはポルトガルなどヨーロッパ船もかなり Ayuthayaに出入していたことは明かである。仏郎関など称するものがあったことはこれを示す。仏郎は明代の用例では仏郎機というべきであろう。仏郎機はアラビヤ語 Farangi の音を写したもので,古のヨーロッパの Frank 国の名称から転化した語であるといわれる。併し中国では明代これをもってポルトガルやスペイン人を称した。海駅は子安貝のことで,タイ族の間で古くから用いられていた通貨である。「島夷志略」の暹・羅斛の項にもこのことが見える。かつてタイ族によって大部分を占められていた中国雲南省では,明代までこれが通貨として多く用いられていた。さて最後の華僑の記事であるが,この国でも前述カンボディアと同様,華僑が土人の尊敬を得ていたらしい。これは或いはこの地がかつてカンボディアに占められていた当時よりの伝統的なものであったかも知れない。なお明末清初のタイ国 華僑については De la Loubere などのヨーロッパ資料が大いに参考となることを注意しておく。(De la Loubere; Du Royaume de Siam. 1691)

マレー半島方面も早くから中国と交渉があった。元代には沿岸の都市には中国人の在留もかなりあったようである。例えば「島夷志略」の龍牙門の項にも、「男女中国人とともに居る」などと記されている。龍牙門はいまのシンガポールに当る。 併し明代ではとくにパタニ (Pattani)とマラッカ (Malacca) を注意すべきであろう。

パタニはいまのタイ国に属し、マレー半島中部東海岸の都市であるが、15~7世紀にはこの町を中心に小国が建てられていた。中国では大泥・太呢などの字面をもってこれを表わした。明末には非常に栄え、遠近各国の商船が出入し、中国人の在住も頗る多かったのである。パタニの華僑に関しては、やはり「東西洋考」(巻3「大泥」交易)の文を挙げておくべきであろう。「華人の流寓する者甚だ多し。趾相踵ぐなり。舶至らば果幣を献ずること他国の如し。初め亦た食を設け我れを待つ。後来此の礼漸く廃る。貨売には彼の国敢えて税を徴せず。惟だ紅毛(オランダ)との售貨には湖絲百斤につき、税すること紅毛は五斤、華人は銀銭三枚なり。他税是に称う。若し華人彼の国の貨を買いて下船するも、則ち税は故の如し。」明末中国人が陸続とこの地に来住し、諸国人との貿易に活躍せし状がこの資料によってわかる。併しかれらがかくも続々とこの地に渡来したのは理由があった。それは1511年以来、マラッカがポルトガルの領有に帰し、マレー半島におけるかれらの自由な貿易地を失なったためであろう。ポルトガル領有後のマラッカに華人が行かなくなったことは、明史(巻325)満刺加伝に「仏郎機の破る所となりてより、其の風頓に殊なり、商舶至ること稀なり。」と見えることによっても知られよう。パタニの繁栄にはマラッカがポルトガルの手に落ちたことが与って力あるであろう。

最後にマラッカは15世紀の初め俄かに勃興した国である。これもパタニと同じく港を中心と

する国である。マラッカ海峡に面し東西航路を扼する地点のため16世紀の初めまで諸国商船が来集し繁栄を極めた。この国の勃興についてはジャワの Majapahit 朝勢力の後退と関係があるであろう。また北からする Ayuthaya の圧迫に対して明朝がこの国を庇護したことがその平和と繁栄をもたらしたと解しうる。明の永楽帝は永楽元年(1403)中官尹慶を遣わしてその酋長を招撫し、その来貢とともに酋長を「満刺加国王」に封じた。王は明の好意に感激して永楽九年(1411)には自ら妻子陪臣540余人を率いて明に来朝した。このことは明史(巻325)の記すところである。思うに永楽帝がマラッカ王を庇護したのはこの地が諸国人の来集する東南アジアの中心地であり、ここに明の朝威を示すことにより、諸国を明に帰服せしめうることを期待したものでなかったか。ところでマラッカの華僑に関しては前述、成田氏の著にも記されて居り、省略する。ただここにはかなり多数の華僑が居住し、ある者は王に仕え、明にも使節の随員として来朝していたことを指摘しておく。

以上東南アジア中インドシナ半島部における元明時代華僑について資料紹介とともに若干私 見を述べたが、島嶼部については既に諸氏により多く説かれて居り、かつ明中期以後は中国資料よりョーロッパ資料が豊富かつ重要であるのでことでは述べないこととした。